

大牟田市屋外広告物制度について

—美しいまちづくりを目指して—



大牟田市

平成 31 年 4 月 1 日

■ 目 次 ■

屋外広告物の定義と規制の概要

■ はじめに	...	-1-
■ 屋外広告物とは	...	-1-
■ 屋外広告物の規制	...	-2-
■ 禁止地域とは	...	-3-
■ 禁止物件とは	...	-4-
■ 許可地域とは	...	-4-
■ 適用除外広告物とは	...	-4-
■ 広告物の規格	...	-7-
■ 許可申請手続	...	-10-
■ 屋外広告業の登録	...	-11-
■ 屋外広告物管理者の設置	...	-11-
■ 罰 則	...	-11-
■ 許可申請手数料	...	-12-

屋外広告物の定義と規制の概要

はじめに

屋外広告物は、私たちの日常生活や経済活動にとって大きな役割を果たすものですが、これが無秩序に表示されると、まちの美しい美観を損なうだけでなく、ときには視界遮断による交通事故や倒壊などにより人身に危害を及ぼすことさえあります。

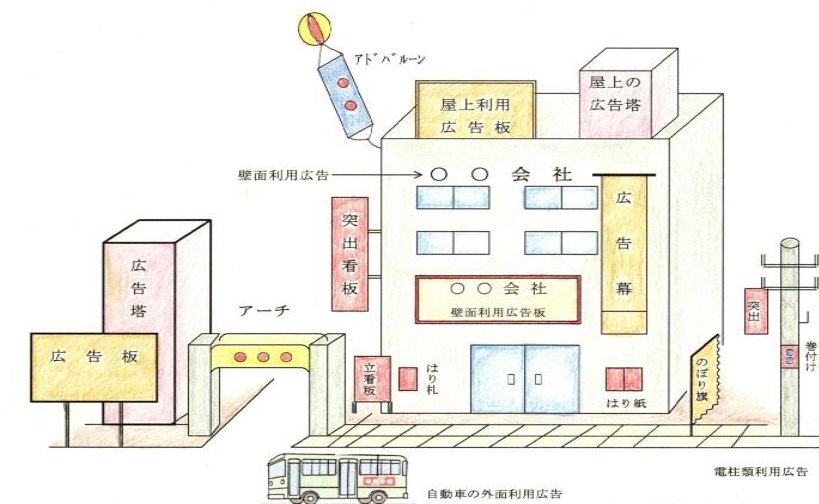
良好な景観の形成を図るためにも屋外広告物を正しく表示するルールとして「大牟田市屋外広告物条例」を定めます。

大牟田のまちをより美しくするために、皆様のご理解とご協力をお願いします。

屋外広告物とは

規制の対象となる「屋外広告物」とは、常時又は一定期間継続して屋外で公衆に表示されるもので広告板、広告塔、広告幕、立看板、アドバルーン、貼り紙、貼り札の類、電光ニュース、ネオン、電柱を利用する広告物などをいいます。

このため、営利を目的とした商業広告だけでなく、非営利なものであっても常時又は一定期間継続して屋外で公衆に表示されるものであれば、屋外広告物に該当します。

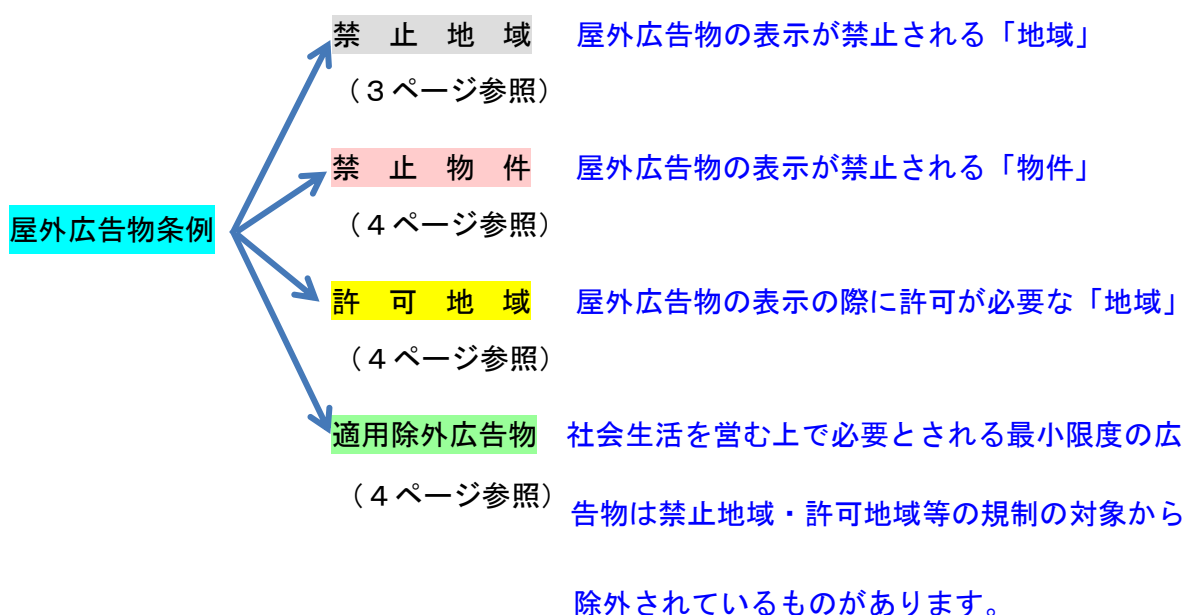


＜以下のものは、屋外広告物に含まれません。＞

- ・街頭で配布されるビラやチラシの類
- ・ショーウィンドーや自動車の内側に表示されるもの
- ・駅や空港の構内に表示されるもの
- ・音響広告やサーチライト

屋外広告物の規制

屋外広告物条例は、良好な景観を形成し、風致を維持するとともに、公衆に対する危害を防止するために、広告物の表示を禁止する地域や表示の際に許可が必要な地域を定めています。



★ その他の規制

上記のほか、「**広告物の規格**」や表示することのできない「**禁止広告物**」についても規制を設けています。

【 広告物の規格 】

広告物の種類毎の規格を定めており、この規格に合ったものでなければ広告物の表示をすることはできません。(7ページ参照)

【 禁止広告物 】

下記のような広告物は表示することができません。

- ① 著しく汚れ、退色し、又は塗料等が剥離したもの
- ② 著しく破損し、又は老朽化したもの
- ③ 倒壊又は落下のおそれがあるもの
- ④ 信号機又は道路標識等に類似し、又はこれらの効用を妨げるおそれがあるもの
- ⑤ 道路の見通しを妨げ、又は交通の安全を阻害するおそれがあるもの

禁止地域とは

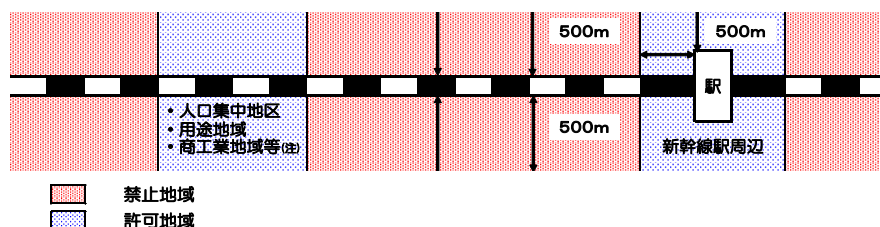
禁止地域とは、良好な景観の形成又は風致の維持及び公衆に対する危害を防止する観点から、広告物の表示を禁止している地域で、この地域には原則として広告物を表示することは出来ません。

ただし、自家用広告物など一部の広告物については、この禁止地域の規制を除外しているものがあります。（４ページ 適用除外広告物の項参照）

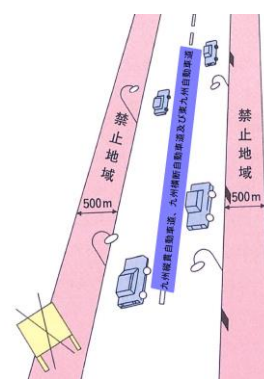
【 禁止地域 】

以下の地域には、広告物の表示ができません。

- ◆ 古墳及び墓地の地域
- ◆ 九州縦貫自動車道から展望できる地域で 両側 500m 未満の範囲にある地域（ただし、国勢調査の結果公表される人口集中地区を除く。）
- ◆ 九州新幹線から展望できる地域で両側 500m 未満の範囲にある地域（新幹線駅周辺 500m 未満の範囲、および人口集中地区等を除く。）

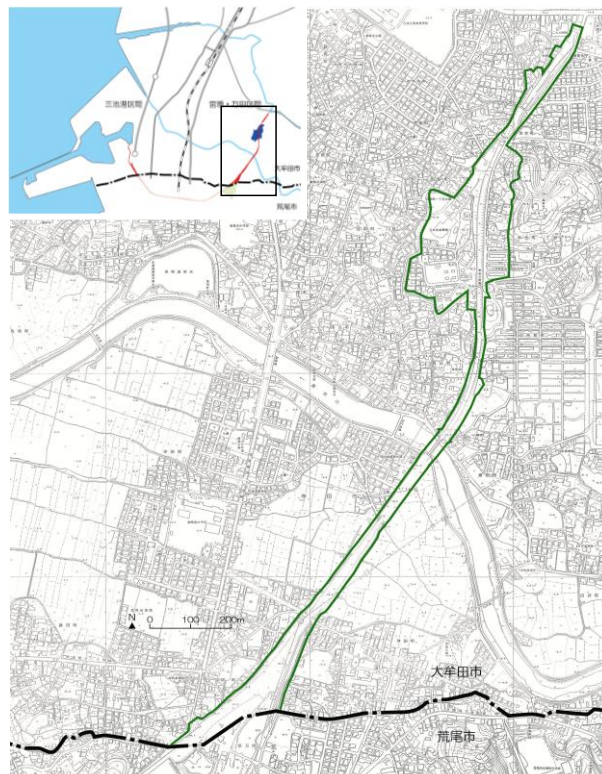
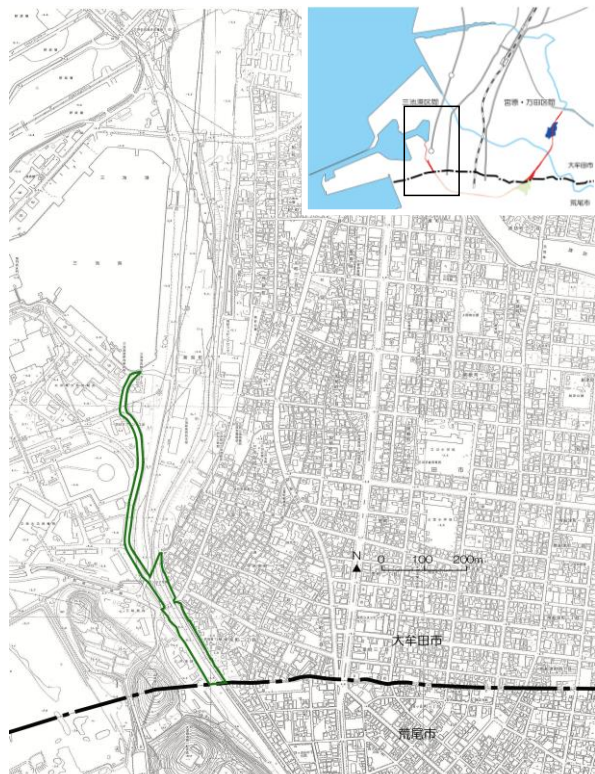


九州縦貫道沿線の禁止地域



- ◆ 景観形成重点地区及び市長が指定するその周辺の地域

(1) 官原坑跡周辺地区及び旧三池炭鉱専用鉄道敷地区（官原・万田区間）



禁止物件とは



広告物が信号機、歩道柵などの道路の付帯設備に表示されると、自動車の安全な運行に支障をきたすおそれが高くなり、事故の発生も考えられます。

また、街路樹や電話ボックスに表示された場合は、街の美観を著しく損なうことになります。

そのため、公衆に対する危害の発生の防止あるいは良好な景観の形成又は風致の維持を図る目的から広告物の表示を禁止する物件を定めています。

【 禁止物件 】

- 広告物を表示してはならない物件（抜粋）
 - ◆ 重要文化財（建造物）
 - ◆ 景観重要建造物、景観重要樹木
 - ◆ 橋、トンネル、高架構造物及び分離帯
 - ◆ 街路樹、路傍樹及び保存樹
 - ◆ 信号機、道路標識、道路の防護柵、カーブミラー
 - ◆ 電話ボックス、公衆便所及び郵便ポスト・・・他
- 立看板、はり紙、はり札等を表示してはならない物件
 - ◆ 街路灯柱、電柱、その他これらに類するもの



許可地域とは

禁止地域（3ページ参照）以外の地域は許可地域となります。この地域内に広告物を表示する場合は、市長の許可が必要になり、許可手数料がかかります。

※次項の適用除外広告物に該当する場合は、許可が必要でない場合もあります。

適用除外広告物とは

屋外広告物の範囲は非常に広く、一般家庭の表札や日常的な慣習や祭礼のための広告も含まれることから、これらをすべて一律に規制すると社会生活に支障を来すことも考えられます。

そこで、**社会生活を営むうえで最低限必要な広告物**については、一定の基準内で禁止地域や許可地域の規制の対象から除外されています。

★ 適用除外となる自家用広告物

自家用広告物とは自己の事業所などの建物やその敷地内に自己の氏名や名称（会社名等）、事業内容などを表示する広告物です。

従って、実際に事業所として使用され、事業内容を示すものであれば、土地の所有権にかかわらず自家用広告物に該当します。

次の基準を満たす自家用広告物は、許可地域又は禁止地域であっても、許可を得ずに表示又は設置することが出来ます。

【 自家用広告物の適用除外基準 】

◆ 禁止地域の区域

- ・ 表示面積の合計が5㎡以内であること
- ・ ただし、許可を受ければ15㎡以内まで表示することができます。

◆ 許可地域の区域

- ・ 表示面積の合計が15㎡以内であること
- ・ 表示面積の合計が15㎡を超える場合は、許可が必要になります。

★ 適用除外となるその他の広告物

1. 許可を受けることなく、禁止地域、禁止物件又は許可地域に表示できるもの

法令の規定によるもの	道路法、道路交通法、建設業法、消防法などの規定によるもの
選挙運動用ポスター等	公職選挙法による選挙活動のために使用するポスター、看板等
公 共 広 告 物	国及び地方公共団体が公共的目的で表示するもの ※貼り紙、貼り札、立看板、のぼり旗、その他これらに類するもの以外は同意が必要。
寄贈者名等表示広告物	公益上必要な施設又は物件に寄贈者名等を表示するもの 基準：当該広告物を表示する施設又は物件に対し、面積0.5㎡以内かつ表示面の面積の1/20以内

2. 許可を受けることなく、**禁止地域**、**許可地域**に表示できるもの

自己管理用広告物	自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示するもの 基準： 表示面積の合計が5㎡以内のもの
工事現場の塀などに表示するもの	工事期間中に表示されるもので、営利を目的としないもの
冠婚葬祭のための案内表示や祭礼のための旗など	冠婚葬祭や祭礼のために一時的に表示するもの（長期にわたるものは適用除外とならない。）
移動するものに表示するもの	◆自動車に表示するもの（ 10㎡以内 ） ・所有者の店名若しくは事業内容等を表示するもの ・営利を目的としない宣伝又は行事等を表示するもの ◆人、動物、車両（自動車は除く。）に表示するもの

3. 許可を受けることなく、**禁止物件**に表示できるもの

送電塔、貯水タンクなどに表示するもの	禁止物件にその所有者又は管理者が表示する自家用広告物で 表示面積が5㎡以内のもの
その他禁止物件に表示するもの	その他禁止物件に、管理上の必要に基づき表示するもので、 表示面積が5㎡以内のもの

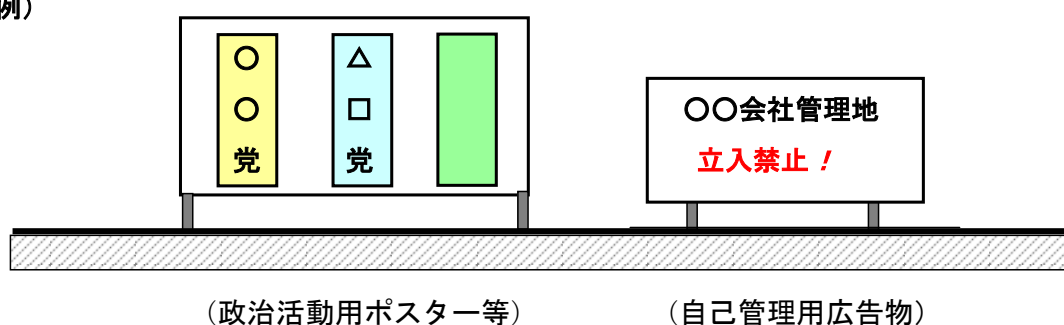
4. **許可を受けることにより**、**禁止地域**に表示できるもの

道標、案内図板その他公共的目的をもった広告物	公衆の利便に供することを目的としたもので、 表示面積が10㎡以内のもの
------------------------	---

5. **許可を受けることなく**、**許可地域**に表示できるもの

政治活動用ポスター等	政治資金規正法による届出を行った政治団体が使用するポスター、看板など（ 表示期間1か月以内 ）
------------	--

（参考例）

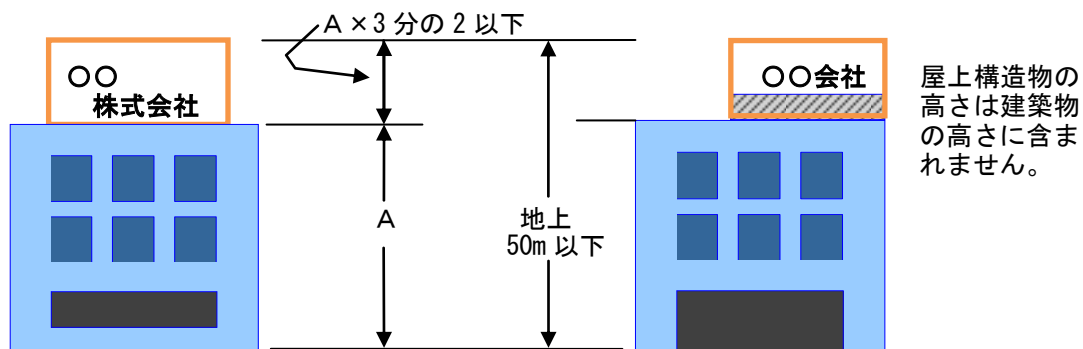


広告物の規格

屋外広告物は、次のような規格でないと広告物を表示し、または広告物を掲出する物件を設置することはできません。

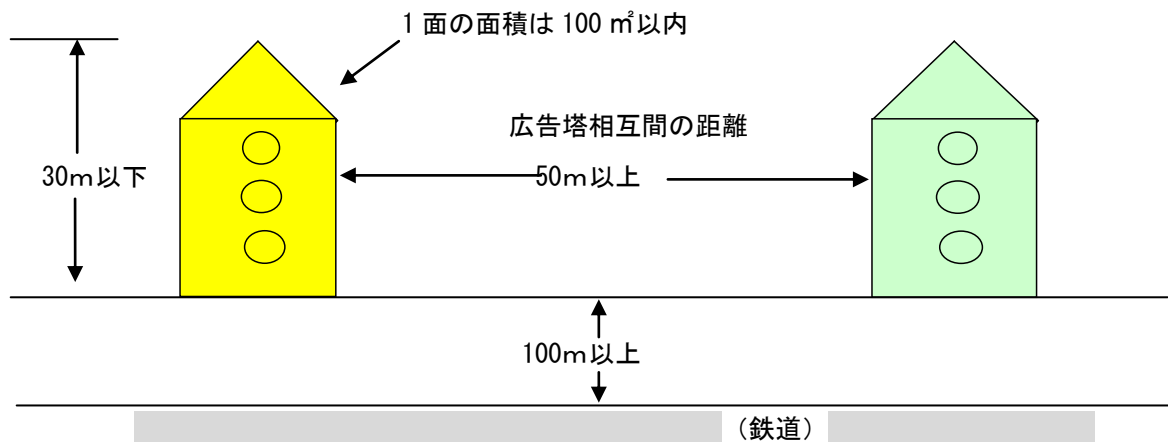
◆ 広 告 塔

○ 建築物の屋上の広告塔、階段室、昇降機室等の屋上構造物に表示する広告物



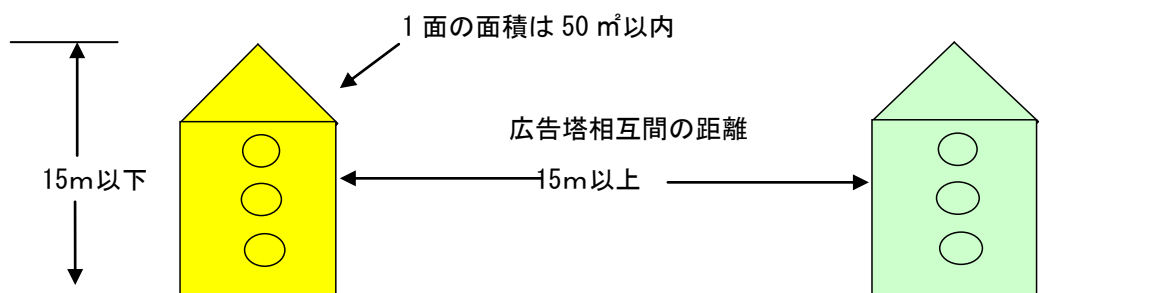
○ 鉄道からの展望を目的とする野立広告塔

※商工業地域(注：9ページの注釈参照。)にあつては、高さ 30mの制限のみ



○ その他の広告塔

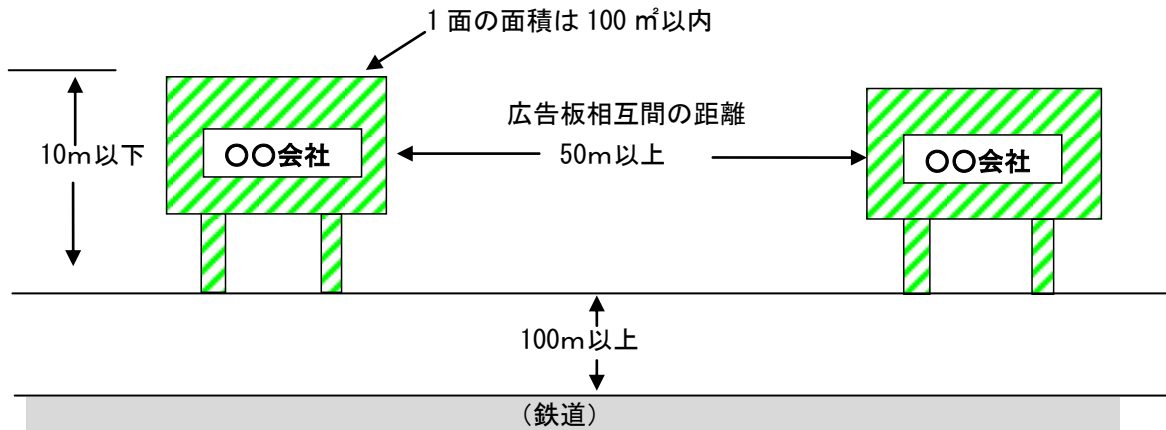
※商工業地域(注：9ページの注釈参照)にあつては高さ 30mの制限のみ



◆ 広 告 板

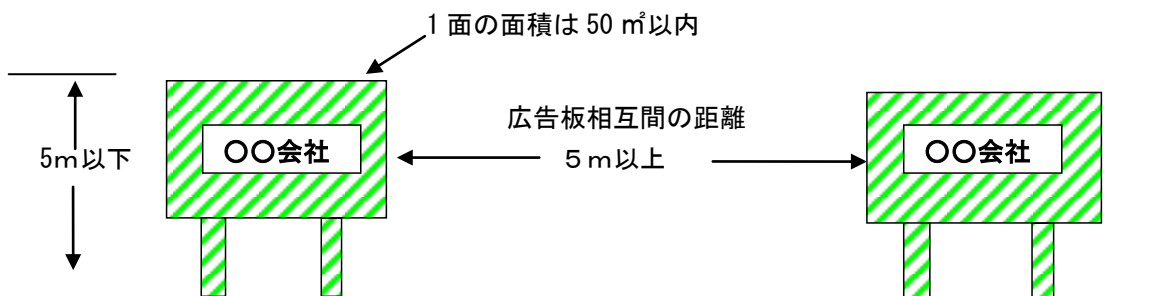
○ 鉄道からの展望を目的とする野立広告板

※商工業地域(注：9ページの注釈参照。)にあつては、高さ10mの制限のみ

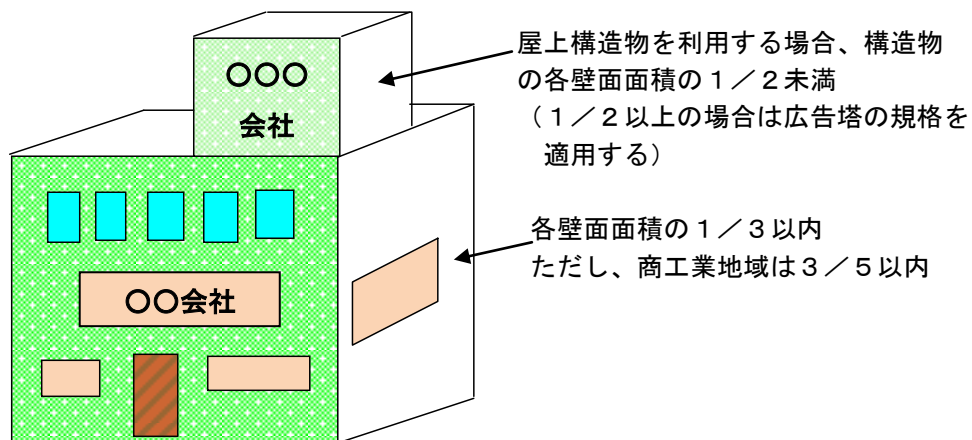


○ その他の広告板

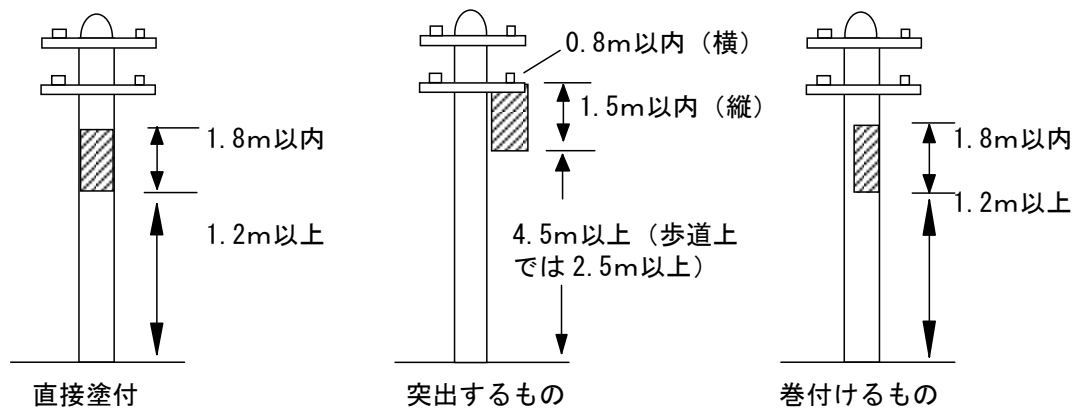
※商工業地域(注：9ページの注釈参照。)にあつては、高さ5mの制限のみ



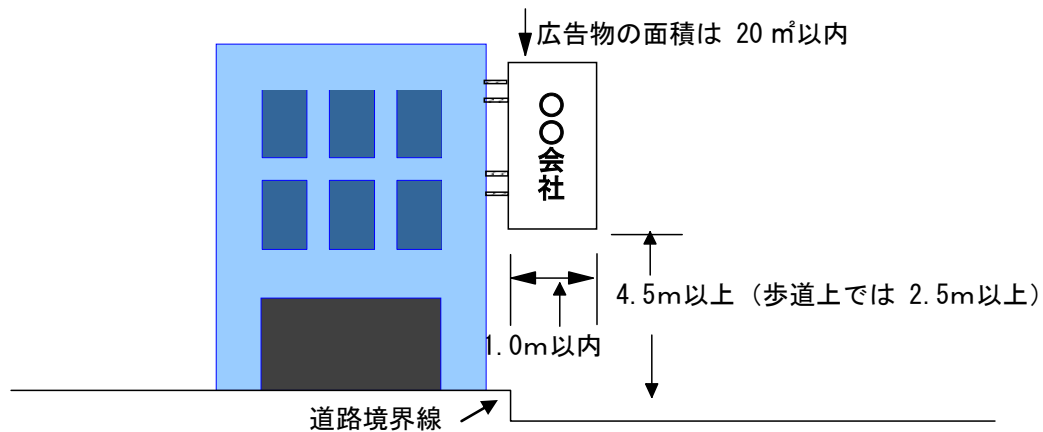
◆ 建築物の壁面を利用するもの(広告板を含む。)



◆ 電柱類を利用するもの



◆ 建築物より突出するもの



◆ 貼り紙、貼り札類

面積は、1 m²以内

◆ 立看板

大きさは縦 2.0m以内、横 1.0m以内、脚の長さは 0.3m以内

◆ 自動車に表示するもの

1. 定期路線バスの車体の外面全面を利用して表示するもの（ラッピングバス）
 - ・ 窓面を利用する場合は、側面及び後面のみとし、表示面積はそれぞれの窓面積の 30%以内
 - ・ 広告物の色彩・意匠等は、良好な景観の形成に配慮したもの
2. 広告板を用いる定期路線バスの表示面積は、側面は左右それぞれ 5 m²以内、後面は 0.5 m²以内
3. 定期路線バス以外の自動車の外面を利用する場合の表示面積は、10 m²以内

注) この規格において「**商工業地域**」とは、次のものをいいます。

- 1 都市計画法〈昭和43年法律第100号〉第 8 条第 1 項の近隣商業地域、商業地域、工業地域 又は工業専用地域
- 2 都市計画法による用途地域の定めのない地域にあっては、駅、バスターミナル、空港、市役所若しくは町役場又は事務所、事業所等がおおむね 20 戸以上連たんしている地区を中心として半径 200 メートル以内の地域

許可申請手続

広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件を設置する場合は、表示又は設置する場所を管轄する市長の許可が必要です。（条例で定める適用除外の広告物や禁止地域及び許可地域以外の地域に表示する広告物を除く。）

許可申請の際は、事前に大牟田市都市整備部土木管理課とよくご相談下さい。



許可申請の手続に必要なもの

【新規又は変更の場合】

- ◆屋外広告物（新規・更新・変更）許可申請書兼屋外広告物管理者設置届（規則様式第1号）
市のホームページからもダウンロードできます
- ◆添付書類
 - 1) 位置図
 - 2) 付近の図面又は写真
 - 3) 形状、寸法及び構造に関する仕様書及び図面
 - 4) 表示の内容又は写真
 - 5) 設置場所が他人の所有又は管理に属するものは、その承諾を証する書類
又は写し（広告物設置承諾書）
 - 6) 貼り紙、貼り札については、現物又は見本
- ◆申請先
大牟田市都市整備部土木管理課
- ◆許可申請手数料
許可申請の際には、手数料が必要となります。
- ◆許可期間

貼り紙、貼り札、広告幕、立看板及びアドパルーン等	→ 1月以内
その他の広告物（上記以外）	→ 3年以内

【許可期間更新の場合】

許可期間経過後も引続き広告物を表示しようとする場合は、**期間満了の1月前（簡易な広告物等については10日前）までに更新手続申請を行って下さい。**

- ◆屋外広告物（新規・更新・変更）許可申請書兼屋外広告物管理者設置届（規則様式第1号）
- ◆添付書類
 - 1) 物件の現況の写真
 - 2) 屋外広告物安全点検報告書（規則様式第3号）
 - 3) 広告物設置承諾書

 広告物の表示者等（表示者、設置者、管理者、所有者及び占有者）は、許可の期間が満了したとき、または許可が取り消されたときは、事実の発生した日から**10日以内**に広告物を除却しなければなりません。

屋外広告業の登録

本市内で広告物の表示又は広告物を掲出する物件の設置に関する工事を請け負い、屋外で公衆に表示することを業として行おうとしている方は、福岡県内に営業所を有しているか否かにかかわらず、福岡県知事の登録を受ける必要があります。

また、屋外広告業を営む者は、その営業所ごとに業務主任者として「屋外広告物講習会修了者、屋外広告士等」を置くことが義務づけられています。

詳しくは[福岡県建築都市部公園街路課](#)（Tel092-643-3757）までお問い合わせください。

屋外広告物管理者の設置

広告物の表示者等（表示者、設置者、管理者、所有者及び占有者）は、広告物又は広告物を掲出する物件を良好な状態に保つよう、[補修その他必要な管理を行わなければなりません](#)。

また、広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件を設置する者は、広告物を管理する者として、[屋外広告物管理者](#)の設置が義務づけられています。

ただし、次に掲げる広告物についてはその必要はありません。

- ・ 貼り紙、貼り札、立看板等の簡易な広告物
- ・ 電柱を利用する広告物（簡易な広告物）
- ・ 建築物の壁面に直接塗付する広告物

なお、[高さが4mを超える広告物又は広告物を掲出する物件](#)を管理する屋外広告物管理者は、[建築士又は屋外広告士](#)の資格を有する者でなければなりません。

罰 則

この条例に違反すると、[罰則](#)が適用されることがあります。

■ 50万円以下の罰金

- 1) 市長の措置命令に違反した者

■ 30万円以下の罰金

- 1) 禁止地域、禁止物件での広告物表示等、又は許可地域において許可を得ずに広告物の表示等をした者
- 2) 許可を受けた広告物等を、許可を受けずに変更（改造）した者
- 3) 許可期間の満了又は許可取り消しによる広告物等の除却義務に違反した者
- 4) 屋外広告業の登録事項の変更の届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 5) 業務主任者を選任しなかった者

■ 20万円以下の罰金

- 1) 市長の求めに対し、広告物の表示者等が報告（資料の提出）をせず又は虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げた者など
- 2) 市長の求めに対し、屋外広告業者が報告をせず、又は虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げた者など

■ 両罰規定

- 1) 違反の行為者（使用人、代理人など）を罰するほか、その法人又は人に対する罰金刑の適用

許可申請手数料

本市内に広告物を表示又は掲出する許可を受ける場合は、下表に定める手数料の納付が必要となります。

(平成 31 年 4 月 1 日現在)

区分		金額	許可期間
貼り紙		1 枚につき 5 円	1 月以内
貼り札		1 枚につき 10 円	
広告幕		1 枚につき 400 円	
立看板		1 個につき 200 円	
アドバルーン		1 個につき 1,000 円	
電柱を利用する広告物		1 個につき 200 円	3 年以内
広告板、広告塔 その他の広告物	1 ㎡未満のもの	1 個につき 200 円	
	1 ㎡以上 2 ㎡未満のもの	1 個につき 400 円	
	2 ㎡以上 5 ㎡未満のもの	1 個につき 800 円	
	5 ㎡以上 10 ㎡未満のもの	1 個につき 1,600 円	
	10 ㎡以上 20 ㎡未満のもの	1 個につき 3,200 円	
	20 ㎡以上 30 ㎡未満のもの	1 個につき 5,000 円	
	30 ㎡以上 50 ㎡以下のもの	1 個につき 8,000 円	
	50 ㎡を超えるもの	1 個につき 8,000 円に、50 ㎡を超える面積（1 ㎡未満の端数を生じる場合は、1 ㎡に切り上げた面積）について、1 ㎡につき 200 円を乗じて得た額を加算した額。（その額が 50,000 円を超えるときは、50,000 円とする。）	

備考 広告板、広告塔その他の広告物であって照明を伴うものについては、この表に定める額の 2 倍の額となります。